

「シネシティ広場周辺まちづくりの会」のご案内 ～7月11日（金）に開催します～

平成26年3月14日に、第3回「シネシティ広場周辺まちづくりの会」を開催しました。第3回まちづくりの会では、参加者のみなさまとともに、シネシティ広場周辺の将来像と課題等について意見交換を行いました。意見交換の内容については、2ページ（裏面）をご覧ください。

平成25年度は、「シネシティ広場周辺まちづくりの会」へのご協力を賜り、ありがとうございました。区は、平成26年度もシネシティ広場周辺におけるまちづくりについて、地区のみなさまとともにスピード感を持って検討を進めていきたいと考えています。

7月11日に開催する第4回まちづくりの会では、これまでいただいたご意見のまとめを紹介するとともに、今後の具体的なまちづくりの進め方についてご提案します。これまでの勉強会にご参加できなかったみなさまも、是非ご参加いただきますようお願いします。

第4回 開催案内

《日 時》

平成26年7月11日（金）
14時から15時30分まで

《会 場》

新宿区役所本庁舎
3階 302会議室

《内容（予定）》

- ・これまでのご意見のまとめ
- ・今後のまちづくりの進め方

どなたでも
ご参加できます。



【凡例】



シネシティ広場周辺まちづくりの会 対象区域

～区ホームページにまちづくりニュースを掲載しています～



新宿区公式ホームページで、これまでのまちづくりニュースを閲覧することができます！
ページ名「歌舞伎町地区のまちづくり」

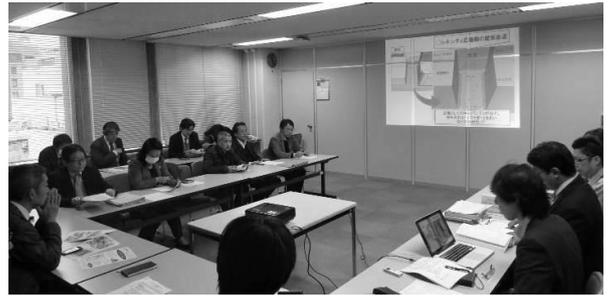
歌舞伎町 まちづくり

で検索してください！

第3回まちづくりの会の結果をご報告します！

●第3回まちづくりの会の概要

日 時：平成26年3月14日（金）
14：00～15：30
会 場：新宿区役所本庁舎7階 住宅管理相談室
参加者：12名
内 容：シネシティ広場周辺の将来像と課題
類似事例・制度等
建替え後のシミュレーション



▲当日の様子

●主なご意見・ご質問

（ご質問）地区計画等のまちづくりの制度を活用し容積率の緩和を行う場合には、あわせて建築物に関する制限を受けることになるのか。

⇒（回答）地区計画を活用し容積率の緩和を行う場合は、壁面の位置の制限や建築物の高さの制限等を定める必要があります。なお、他のまちづくりの制度を活用して容積率の緩和を行う場合も、あわせて建築物等に関する制限を定める必要があります。

（ご質問）壁面の位置の制限は、敷地ごとに制限の値を定めることができるのか。

⇒（回答）地区計画等のまちづくりのルールは面的に定める制度であるため、一般的に敷地ごとに制限の値を定めません。

（ご質問）容積率の緩和について、どの程度の緩和を受けることができるのか示してほしい。地区計画等のまちづくりのルールを定めることにより、どれだけのメリット・デメリットがあるのか示してもらえないと前向きな話ができない。

⇒（回答）これまでは、容積率を緩和した場合のイメージを示してきましたが、みなさまのご希望が多ければ、今後、具体的な数値等をお示しすることも必要だと考えています。

（ご意見）容積率の緩和は、まちを活性化するための1つの手段であり、どのようなテナントが入って、どのような方がまちに来るのが大事だと思う。まちのにぎわい創出のため、ソフト面からもまちづくりを検討してほしい。

⇒（回答）区としても、容積率の緩和はまちのにぎわい創出に向けた1つの手段であると考えており、今後地権者等のみなさまに個別にお話を伺いながら、それぞれの事情を踏まえたまちづくりを進めていく必要があると考えています。また、ソフト面からののにぎわい創出については、地区計画により建築物の用途を誘導することも手法の1つとして考えられます。商業地域であっても、地区の地権者等の同意を経て、地区計画により風俗営業に関する用途を制限している事例もあります。

【問合せ先】 新宿区 都市計画部 景観と地区計画課 担当：石井・菅野・長本
(事務局) TEL：03-5273-3569（直通） 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
FAX：03-3209-9227 mail:chikukeikaku@city.shinjuku.lg.jp

※これまでに開催されたまちづくりの会の資料等をご希望の方は、景観と地区計画課までご連絡ください。

※まちづくりニュースは、不動産登記簿に記載されている方を対象にお送りしています。